

第1回 三重県議会改革諮問会議（概要）

平成21年10月10日（土）13:00～
ホテルグリーンパーク津6階「藤・萩の間」

1. 議長あいさつ

（三谷議長）

今日は、大変お忙しい中、ご参加を賜りまして、本当にありがとうございます。

この会議は、今日まで積み上げてきた議会改革の中身を検証し、そして次の大きな改革へ向けての第一歩になればという目的で設置をさせていただきました。

議会側で附属機関をつくるということは、自治法でも様々な議論のあるところですが、平成18年12月に制定の議会基本条例第12条で、附属機関の設置を明記いたしました。その附属機関の事実上の第1回の会合が、この会議でございまして、非常に重要な意義があると思っています。この諮問会議の議論が大きな実りになって、新たな議会改革へ結実していくことを多いに期待し、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

2. 委員の委嘱、会長の選任

（司会者）

本日、皆様方の机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

それでは、本日出席をいただいております委員の皆様方をご紹介します。名簿の順に、私の方からご紹介をさせていただきます。（・・・省略・・・）

続きまして、議会改革諮問会議設置条例第5条第2項に基づき、委員の皆様の互選により会長の選出をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（廣瀬委員）

この6月に議会もカバーをする勧告を出しました第29次地方制度調査会の委員でもある、山梨学院大学の江藤教授に会長をお願いしてはどうかと思います。

（駒林委員）

私も、議会改革に非常にご造詣の深い江藤先生に、ぜひ会長を務めていただきたいと思います。

<他にも賛同の声あり>

（司会者）

それでは、会長に山梨学院大学の江藤委員をお願いしたいと存じます。

3. 諮 問

(司会者)

次に、江藤諮問会議会長に対しまして、三重県議会三谷議長から諮問書をお渡しさせていただきます。(・・・省略・・・)

< 諮問書を三谷議長から江藤会長へ交付 >

4. 審 議

(1) 諮問会議の進め方について

(江藤会長)

諮問会議の会長を務めさせていただきます。

常に、住民と歩む議会を意識して、三重県議会と協力しつつも、緊張感を持って審議をしていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第の最初、「諮問会議の進め方について」です。あらかじめ委員の皆様の考えを事務局の方で把握していただいておりますので、それを参考にしながら説明をお願いします。

(事務局、永田課長)

< 資料4、資料5に基づき説明 >

(江藤会長)

事務局から、調査検討のフロー及びスケジュールについて説明がありました。

修正すべき項目や追加した方が良く考えられる事項がありましたらお願いします。

< 特に意見なし >

では、基本的にこのような方向で進めさせていただきたいと思えます。

(2) 三重県における議会改革の現状について

審議の2つ目、「三重県議会の議会改革の現状について」確認をしていきたいと思えます。

本日は、議会改革推進会議の萩野会長がお見えですので、概略をお話ししていただきたいと思えます。

(萩野会長)

< 資料7「分権時代を先導する議会を目指して」に基づき説明 >

平成7年に議会改革が始まったわけですが、当時は行政側の方で不適正執行などの問題があり、行政改革に取り組み始めた北川体制の初年度でした。このままで推移すれば、二元代表制の中で、議会は追認機関で終わってしまうのではないかという議論があり、議会本来の持つ機能をしっかり認識し、その権能を発揮することによって県民の負託に応えていく、そのために議会改革は必須の条件だというようなことがありました。

次に、平成12(2000)年に地方分権一括法が施行され、機関委任事務の廃止により、原則的に議会は自治体の全ての事務に関与できるとなると、本当に議会の責任が重く、それに応え得る議会になっているのかという心配から、「三重県議会の基本理念と基本方向」とい

うものを平成 15 年に決めました。

その後、平成 18 年に議会基本条例の制定に進んでいくわけですが、その前文に、「本県議会は、住民自治及び団体自治の原則にのっとり、真の地方自治の実現に向け、国や政党等との立場の違いを踏まえて自律し、これが三重県議会基本条例のミソのひとつです。私なりに解釈すれば、数の論理から理の論理、きちんとした政策でお互いに判断していこうという理念のもとに議会基本条例はできました。

議会基本条例を制定した後の具体的な改革について、2、3点申し上げれば、ひとつは、定例会を年 4 回から年 2 回制に改めたことにより、議会の開催日数が 102 日間から 220 日くらいに延びました。これにより、専決処分の問題や、議長の議会招集権の問題についても一定の方向性が打ち出されたと思います。

2 つ目は、議員が一致していなければ二元代表制の一元にならないわけですから、議会の議員間討議が、生命線のひとつでもあると思っています。

3 つ目は、県民参画の機会と確保でして、52 年ぶりに公聴会を開かせていただきました。各委員会でも県民の皆様から 41 名くらいの参考人にお越しいただき、そして、この附属機関を設置させていただいたところです。

今後の問題としては、まず議会改革というよりも議員の身分、位置付けについて明確化していくことや、招集権の問題も法的にきちんとしていかなければならないと思います。

それから、議会改革基本条例が平成 18 年にできて 3 年ほど経っているわけですが、全国では 8 府県でしか制定されていません。いろいろな県のお話を聞きますと、基本条例を制定することそのものが目的化してしまっているところもあり、継続して改革にどう取り組んでいくかが大事です。

もうひとつ、それを支える事務局をどう充実させていくかということも課題だと思っています。

それからもっと大きなことをいえば、全国都道府県議会の存在をどう高めていくのか、今、民主党政権ができて、国と地方との協議の場というものを法制化する議論をしているところですが、この国と地方の協議の場というのは、知事や都道府県議会をはじめ地方 6 団体が全部入っているのが協議の場なのですが、どうも外から見ていると、知事と国との協議の場になってしまって、そこに都道府県議会はほとんど存在していないという気がします。

やはり数の論理から理の論理へ脱却していくこと、量の改革から質の改革へどう転換していくか、そのために私どもの改革を検証していただき、新たな課題に挑戦をさせていただけたらありがたいと思います。

(江藤会長)

ありがとうございました。今後の課題の方向も含めて、理の論理そして量から質への改革というようなキーワードがありました。三重県議会の改革というのは二元代表制、これをどうやって生かしていくかということと、常に立ち戻る場所としての議会基本条例というものがあるということに改めて確認させていただきました。

(廣瀬委員)

三重県議会は、広域議会の議会改革のトップランナーとして取り組んでこられました。広域ならではの課題として、県内の市町との連携という点での取り組みについて、少し補足をいただければと思います。

(萩野会長)

市町議会との連携の前に、議会改革を県民の皆さんにどう理解して、どう支えていただくかということも、今後の課題の大きな問題だろうと思っています。

市町議会とは、これまで5回、全国議会改革シンポジウムを開会し、昨年には、伊賀市議会や名張市議会の皆様と意見交換をさせていただいたところです。

県内の市町議会、自治体との連携、意見交換というのは議会改革において不可欠であり、今後も進めていかなければならないと思っています。

(3) 全国における議会改革の議論の概要について

(江藤会長)

今後の議会改革の現状についてですが、全国における議会改革がどのように進んでいるのかということについて議論をしていきたいと思っています。

資料8について、事務局の方で説明をお願いします。

(事務局、永田課長)

表の見方についてご説明申し上げますと、一応、法改正が必要と考えられるのではないかというものを、あくまで事務局の考え方で網掛けをさせていただいております。以下の表は、本県議会の基本方針の項目に沿って、左側に全国での議会改革議論の概要を整理してございまして、それに対応する三重県議会改革の現状を右側の方に整理してあります。以下、各項目に並んでいますので、本県議会の強み弱みといったものを客観的に見ていくうえで、あくまでご参考としていただければと思います。

(江藤会長)

まだまだ全体としての法改正について網掛けが随分ありますから、これは改正していかなければいけないと思いますが、同時に改正がなくても議会改革はできるということが、三重県議会でも様々にあると思います。

(4) 意見交換

(江藤会長)

それでは、残された時間で、自由に意見を述べていただきたいと思います。

(廣瀬委員)

議会の改革の中には、議会自らが自分たちの活動を変え実現できること、例えば新しい検討の場の設定をする、新しい議論の方式を導入する、あるいは具体的な政策提言等に取り組むといったことが一つあると思います。

もう一つは、相手方のある、例えば執行機関の長である知事さんと議会との関係、それから県民の皆さんと議会との関係、あるいは県内の市や町と県の議会との関係があると思います。その場合には、議会の側がこう動いたということと、相手側がどのように反応するかということの両面から捉えていかないと、それがうまく回っているのか、成果を生み出しているのかが分かりませんし、その反応によって、次の手を考える部分も必要になってくると思います。

(江藤会長)

おそらく、今の話を念頭に置くと、自治のあり方を全体的に議論しなければいけないことになるかと思います。

(駒林委員)

私も今のお話しと同様で、改革の分野において、議会の内部で議論できる部分と、執行機関に関わる部分、対住民という、大体3つくらいの分野を大枠で整理していました。

それと、具体的なものでは、年2回会期制からさらには通年制へと動きを加速する場合、執行機関の反応が分かりづらいということです。議会がこれだけ頑張っているのであるから、執行機関もかなりの労力と質の改革が求められていると思っているのですが、その辺りを知りたいと感じています。

もうひとつ、住民、県民との関係も難しいところで、市町村レベルですと、住民に非常に近く、反応が出やすいのかもしれませんが、県全体では、積極的にアプローチしていると思っていてもなかなか難しいと思いますので、何か良いアプローチの手法を考えていくことが、広域自治体の議会には求められています。やはり事務局職員が何かそこでひとつかんでもらって、議会と住民の仲を取り持つといった手立てを開発していくべきなのかなあと最近では考えてはいるところです。

(江藤会長)

執行機関との関係はどうなっているのかという話も少し補足していただきながら、今の議論をさせていただきたいと思います。

(相川委員)

今まであまり三重県にご縁がなかったので、少し自分の立場を説明させていただきます。神戸からまいりました。今は大学教員という肩書きですが、兵庫県の地方紙である神戸

新聞に 20 年おりました。住民主体のまちづくりとか地方自治、環境、人権問題等をやっ
てまいりました。個人的に N P O 政策研究所という非営利の民間シンクタンクの理事とし
て地域政策などに関わっており、そういう立場で発言させていただきたいと思います。

三重県議会の改革は全国的に有名で、この短期間にすごくたくさんの改革をやられたこ
とに、まずは敬意を表したいと思います。ただ、外から見ると、そのスピードが県民の方
に本当に理解され、意識されているのかということが、外から見ると若干気になります。
先ほど萩野会長が、行政主導ではなくて議会主導の県政というようにおっしゃったので
すけれども、市民のレベルからいうと、むしろ市民主体、県民主体で、その中で誰が主導
するのかというお話ではないのかと思って伺っておりました。

全国的にパフォーマンスが得意な首長さんが増えて、どうしても県民感情、市民感情
はそちらを支持する中で、どのように議会改革の成果や今後の方向性を、市民、県民に伝
えることができるのか、ひとつのポイントではないかと思っています。

議会など公式の場になかなか出てこない声をどのように拾うのが、メディアにいた人
間からすると非常に気になります。そういう問題意識のうえで、隠れた声を拾うためには、
アンケートだけでなく、各種運動団体や市民団体などにヒアリングすることも大事かと思
っています。これが 1 点目です。

それから、具体的に議会の調査・研究、あるいはアピール能力を高めるためには、シン
クタンク機能をどのように高めていくのが重要です。議会事務局のお話もありましたけ
れども、外のシンクタンクや大学と交流する、協定を結ぶ、あるいは研究委託するという
ように、外部の資源を利用しながら事務局を強化していく可能性も探ることができるの
ではないでしょうか。これが 2 点目です。

それから 3 点目は、議員さん自身が、様々な改革の中で一体どれが効果的だったと評価
していらっしゃるのか、その重みづけ、方向性の評価をまとめていただければと思います。

(岩名委員)

今までは、中央集権システムが非常にうまく作用し、その中で首長は、議会を追認機関
だと決めつけ、議会自身もそれを自認してきたところがあると思います。ですから、そこ
には住民の意向を反映させる議論とかが全くと言っていいほどなかったと思うのですが、
これからの議会は、これを変えていく必要があると思っています。

今、政権交代という大きな変革が行われて、地方分権なり地方議会改革について、踏み
込んだ議論や行動をとってもらえるという大きな期待をしているところです。そうした中
で、我々は大きく様々なことを発信し、注文をつけていく責任があるということを、三重
県議会が自覚をしていただけるとありがたいと思っています。

(江藤会長)

今後の議論の中で、住民や執行機関との関係はどうなのかということですが、いかがで
しょうか。

(萩野委員)

議会のことで、会期については、通年制にするということを言っているわけではなくて、

会期年2回制にする時に、それをしっかり検証しながら通年制も視野に入れて検討していくということになっているわけです。

執行機関とは、民意の意向を競い合う関係でありたいと思っています。会期年2回制の問題など、議会改革で執行部と関わりのある時は、必ず執行部、知事呼んで、意見を聞かせていただいていますし、議会基本条例の時も、知事に来ていただいて、知事と議論をしながら決めていっていますから、全くシャットアウトして我々の意思だけで決めているわけではありません。

今、県議会は、議員提案条例を16本持っていますが、今までつくった議提条例が、時代の要請や議会の意思どおりにきちんと執行されているのかをきちんと検証していっています。

そこで今、平成13年にできた「三重県行政にかかる基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」を検証しているのですが、その中で、議会が議決したら知事の権限を侵害するのではないかと、知事の方から言われているのです。知事がマニフェストに基づき、任期の4年間について目標数値も入れて戦略計画を策定した。それを修正するとなると、マニフェストの変更になるのではないかと。二元代表制において知事と議会には役割分担というものがあ、具体的な数値等を修正することは、議会が県政の方針を決めることになるのではないかと、このようなことを言っているのです。ここは、二元代表制の意義というところが我々と全く違うのです。ここは、知事と少し議論をしながら、本当の自治のあり方をどのように考えていくかということにもつなげていかなければいけないと思っています。

それから住民との関係については、条例や議案、意見書に議員がどう対応をしたかを、住民に知ってもらわなくてはならないと思うのです。そのため、議員個人別に、賛成・反対の状況を全部公開しています。そこから住民との新しい関係をつくり上げていくべきなのではないかと思っています。

(三谷議長)

知事の二元代表制に対する理解というのは非常に偏っているというか、誤解をされているのか、理解ができていないのか、わざと言っているのかよく分かりませんが、非常に問題があると思うところです。

これから議会が改革を進めていくうえで非常に大事だと思っていますのは、県民の皆様方の議会議論への参加の確保と、議員間討議の充実の2つだと思っています。

今、議会では、本会議がテレビ中継とインターネット中継・録画配信、委員会がインターネット中継・録画配信をやっています。こういう委員会等の審議を県民の皆様方に見ていただく時に、やはり委員会での配布資料も同時に県民の皆様方のお手元に届くようにしなければ、問題があるのではないかとということで、インターネットで手に入るようにしようと取り組んでいます。やはり県民の皆様方と議員が同じ情報量を持って議論をするということが、県民の皆様方の議会議論への参加の前提だろうと思っていますから、そういうことにも力を入れていきたいと思っています。

それから、議会から県民の皆様方には、県議会新聞や議会だより、議会ホームページ等々いろいろと発信はしているのですが、受け手の県民の皆様方から見てそれが本当にわかり

やすいものなのかどうかの検証も、プロの情報伝達のアドバイザーの方に入っていて、今やっているところです。

（江藤会長）

三重県議会をはじめ栗山町議会などの様々な改革の中で、議会のイメージとか自治のあり方のイメージとかというのは、かなり変わってきたのではないかと考えています。

地方制度調査会の答申が6月に出ていますけれども、あの中では、自治は作り出していくものだから、勝ち取っていくものだからというメッセージが、しっかり入っているのではないかと考えています。例えば、自治法の96条の2項の議決事件の追加では、今までは制限列挙主義をとっていたのに、至るところで議会の議決にとって重要だからということで、基本計画とかマスタープラン、これが自治にとって大事だというメッセージも送っているわけです。それから会期を延長する取り組みというのが広がってきて、これも自治にとって必要なのだということです。それは、今まで自治のあり方というのは、制限を付けていたものに対して、自主的な様々な運動が解釈を変えていく、制度を変えていくという動きが、全国に広がっているという気がします。

大事なのは、地方制度調査会の前文に「住民自治の根幹を成す議会」と入っていることであり、住民自治の実際の運営の中で権限を持っている議会が、住民に目を向けていくことが必要なのではないかとというメッセージだと思うのですが、そうした方向に変わってきています。これは、議会のあり方が住民に向けての積極的な親近感を持つ、住民参加を取り入れる、そして執行機関とも対峙していく、そうした議論があります。そのためには、議会は一丸となって、一体的に議論をしなければいけないということで、議員同士が議論していかなければいけない、そのような議会になってきたということです。

ただ、議会のイメージが変わっていくということは、同時に、議会と執行機関との関係のイメージも大きく変えていかなければいけない時期だと思うのです。

先ほど96条の2項だけを取り出していましたけれども、そうではなくて、議会と執行機関のどちらが、住民の意向を優先的に取り出していか競争しあうイメージでの自治のあり方が、今後は大事になってきている。それをここでも議論し、提案したいと思った次第です。

（廣瀬委員）

県政の方向性を議会が決めることについては、それで良いのではないかと思います。

自治体の団体意思、特に基本的な団体意思の決定の権限は、議会が議決するというかたちで委ねられていると同時に、住民代表が合議制の公開の討論に基づいて、それを決定します。住民自治と団体自治が組み合わさる場が、最も明確に現れているのが議会であるということです。それと同時に、決まったものを執行する権限を行使する者も、また住民から代表として選ばれていた方が、自治の政策を執行することを住民がうまくコントロールできる、これが二元代表ではないかと理解しています。

しかし、執行機関の側は、まだ行政の一貫性というものをどうやって保つかという方向で対応されているのかという印象を受けるわけです。

法制度上の問題はありますが、大きな制度改革は非常にやりやすい環境もできあがって

きていますので、解釈の方向性ですとか、実践に対してどういう視点からそれを評価するかという点については、答申の書かれ方そのものを通して大きく変わっていると受け止めています。

そういう中で、議会での実践を通して変えていく部分と、地方自治法なり憲法なりの解釈で変わっていく部分をうまく組み合わせ、なかなか変わらない地方行政の一貫性というドグマを、団体自治と住民自治なのだという方向へどう切り替えていけるか、そのための勝負どころが来ているのかと思いました。

(江藤会長)

議会のイメージを変えると同時に、自治のイメージを変えるという大変な作業があるのではないかと思いますし、法体系とか法解釈の壁をどう乗り越えていくかという議論もあります。

(駒林委員)

県政の基本をどこが決めるのかということについては、憲法上の地方議会の位置付けを議事機関であると解釈すれば、当然に議会の方にあるべきだという立場をとってきています。しかし、これまでの支配的な地方自治の解釈が大きくかぶさっているという現状の下では、法解釈だけで乗り切るといのはなかなか難しい部分もありますので、やはり実践面で三重県議会が率先してやっていくことの意味は非常に大きいと考えています。

(江藤会長)

法律解釈については、総務省との対向はあると思うのですが、やはり住民の方を向いて、住民と歩んでいく議会をつくっていくためには、実践で一つひとつ勝ち取っていかねばならないと思います。

地方自治法の7章、138条の2というところを素直に読んでいくと、議会が議決したものを執行するのが執行機関ですけれども、それほど単純でないのが現実で、そのように動いていなかった、解釈も違ったということだと思います。

やはり実践的にやっていかねばならないとした時に、議会は公開で討議し、多様な意見を持ち寄り、住民がそれを見ながら自分たちの意見を調整するという大事な役割があるわけです。

(相川委員)

一般的な議会をイメージした時、市民にはすごく遠い存在でして、NPOの方から政策提言をする時にも、決して議員さんのところには行きません。行政の政策担当者と直接、話をして意気投合し、いかに議会でその案が潰されないようにするかという話し合いをやっているのが、大多数の市民活動団体と議員の関係ではないかと思うのです。

5、6年前になりますが、神戸と横浜、仙台の政策提言系の間接支援NPOで、NPOのアドボカシー能力、政策提案能力を考える調査をやったのですが、そこで私たちもようやく議会を通さないとダメだということに気が付いて、仙台辺りでは県議会や市議会、NPOと一緒に勉強会をやったりする動きが始まったところです。

しかし、大多数の市民や各種市民団体は、議会が変わったということはまだご存知ないのではないかと思います。その意味では、住民が参加しやすい議会運営として、まずは率先的な市民と議員とが結び付く必要がある、そういうムードをどうやってつくっていくのかを考えていきたいと思っています。

(江藤会長)

三重県議会というのは、結構そういうところを努力しているのですけれども、本当に、住民や市民団体がそれで納得しているかという議論はあると思います。

(岩名委員)

今まで議会改革をやるにあたって一番留意してきた点は、やはり情報公開と住民参画でした。議会は、単にチェック機能だけを有しているという考え方が一般的に非常に広まっています、知事の方とも齟齬が生まれてきます。

二元代表制の意味を、首長さんたちが十分に理解しているかといえば、ほとんどの方々が理解していないのではないかと思います。

これからは、政策立案、政策提案が、住民自治に一番大事であると捉えており、政策は執行機関がつくるものだという今までの慣習と思い込みを、そうではなく、住民代表である議会も一緒になってコラボレーションをしてつくり上げていくというのが、住民自治ではないのかと思っています。

(江藤会長)

議会改革の最初は、情報公開と住民参加を基本に行い、それを踏まえながら様々な改革をしていく中で、議会のイメージや自治のあり方を変えていく、これが三重県議会が頑張られていることだと思いますし、その課題をこの諮問会議では明らかにしながら政策提言したいと思っています。

(萩野会長)

先ほどご指摘がありました、議会が改革をして変わったということ、なかなか県民の皆様には知っていただけていないということが現実だと思いますが、県民の方にも、もう少し関心を持ってほしいと正直言っています。選挙や県政懇話会などで、地元や県民の皆様と話をするとき、県民との対話のあり方を考えていかないと、本当に関心を持っていただけるようにはならないと思います。

それから、議会そのものが民主的な運営をやるように心がけているのかという辺りも、これからはしっかり議論をしていかなければならないと思います。例えば、少数会派をどう尊重し、発言する場を保障していくのかなど、議会そのものが民主的に皆の意見をきちんと吸い上げて運営しようとしているのかも、課題になってくるのではないかと思います。

(江藤会長)

議員同士の討議を重視すると、合意のために少数意見を排除するという議論は必ず出て

くるのですが、三重県議会では、少数意見は大事なのだと、そういうことを踏まえた議論を強調されていたことが大変印象深く思いました。

(三谷議長)

議会というのは、県民の皆様方から関心を持ってもらえるよう、見た時に面白くなければいけない。ですから、例えば一般質問や各委員会での議論が、県民の皆様が見た時に非常に緊張感があって面白いということになれば、なかなか関心を持っていただけないだろうと思っています。既に一問一答制ですとか対面演壇とかをやっていますが、もっと基本的に議会が面白くなる、議員自身のスキルをもう少しアップしていくことも必要ではないでしょうか。

それから、常任委員会や特別委員会、プロジェクトチームをつくったりしていますが、こういう会議のあり方も常に検証を加えて、できるだけ県民の中に入っていった議論ができるような運営のあり方を、研究する必要があると思っています。

(江藤会長)

諮問会議の今後のスケジュールですが、県民意識調査、そして議員の意向把握としてアンケートを行い、その集計が終わった後で、委員による議員ヒアリングを行う予定となっています。このほか、団体のヒアリングなどやりたいというご意見もありましたが。

(相川委員)

2つ申し上げます。まず、議員アンケートの項目は、これから考えられるのかもしれませんが、できている、できていないという話よりは、何が効果的だったかという重みづけのところまで踏み込んだ項目をやっていただければと思います。それから、県民の意識調査は、eモニターを活用して広く浅く取るというものも良いのですが、おそらく三重県の中にも政策提言系のNPO、あるいは自分たちで政策をどんどん考えていこうという市民活動団体がいくつかあるはずですから、そういうところに個別にヒアリングに回っていくことが、議会に関する認識を改めてもらう道筋にもつながっていくのではないかと思います。

(江藤会長)

アンケート調査について、今後の項目等については、どこでどのように審議するかというを確認しておかなければいけないのですが。

(大森局長)

今日、アンケート調査をやるという方向を正式に決めていただきましたら、後ほど、各委員さんにご議論させていただき、アンケートの具体的な制度設計を進めたいと思っています。

(江藤会長)

これについては、次回の諮問会議までに確定をしなければいけません、全員が集まる

わけにはいかないもので、具体的な設計については、事務局の方で出てきた段階で皆様にもう一回それを流して、何度かやり取りをした中で、最終的に私にまかせていただくということによろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

はい。ありがとうございます。

それでは、残りの時間で、意見の補足や自分の想い、議論のポイントなどを、最後に一言ずつお話を伺いたいと思います。

(廣瀬委員)

おそらく市町議会との関連は、一律のアンケート調査よりも、一緒に交流等に取り組んだ市町議会のヒアリングという形で補うことができれば、広域自治体の議会改革の評価あるいは検証として、特徴のある検討ができるのではないのでしょうか。例えば、伊賀市や名張市の議会の方にご協力をいただければと思います。

あと、ここでは実践を既に行っていることから見ていけるところに特徴があると思いますので、条例の方針に基づいて実際に取り組んでどうだったのかを検証しながら、次の手を考えたり、成果について今度はさらに発信をして、議会改革の実践というのがどういう成果を生み、また課題を持っているのかということをも具体的に示していけるよう、取り組んでいきたいと思っています。

(駒林委員)

執行機関との関係では、首長との話は少し出ていましたが、全体的な執行機関というのは職員が支えているわけで、職員レベルでの理解の見方がどう変わってきたのかということが何か分かる手立てがあれば、知りたいと思います。

それから、議会は、公開されたところで討論し、意思決定していくという建前となっていますが、どれだけ本当なのかと。変な言い方ですが、結局そこではなくて、別のところで決まっているのではないのかという思い込みが住民にはあって、そういう疑いを持たれているというマイナスの部分から改革を考えていかないと、住民と本当の意味での気持ちを合わせていくのは、なかなか難しいと思うのです。

他の議会はともかくとして、三重県議会は「全くオープンです」というふうに言っていたら、非常に安心できるのですけれども。

(江藤会長)

これは後ほど言うのであれば良いと思うのですが、どれだけオープンにして、それがちゃんと制度設計にのっているかどうかについては、おそらく断言していただけないかと思います。

職員レベルの意識アンケートというのも面白いと思いますが、どういう設計の仕方をすればいいか、また考えたいと思います。

(相川委員)

少し気になるのは、地方分権改革の動き、国の政権交代による影響です。国の方は民主

党が政権をとったことで、政党の論理みたいなところでこれから強調されるでしょうけれども、地方では、それとは別の論理で少数会派も大事にし、丁寧な議論をして皆で合意していくというところを確立していただきたいです。

(岩名委員)

議員は、4年経つとドンドン変わっていき、新陳代謝があることは良いことなのですが、新しい人たちが今までの改革の軌跡というものをしっかりと理解していただくには時間がかかりますので、しっかり議会として浸透し、お一人お一人のものにしていただきたいと思います。

本音と建前があって、政策を中心にこれからの議会はやっていかななくてはいけないと言いつつも、いざ選挙になりますと全然違うことを言っており、その辺りも、非常に問題があると思います。

そして、政策を語ることによって、住民の皆様方も議員のあり方に共鳴してもらえる。ただ、選挙になれば他の政党を誹謗したり、自分の手柄話ばかりをしているということが今、通常なのです。そういうことがあるということを議員の皆様が自覚していただき、議会改革を進めてほしいという要望です。

(江藤会長)

最後に出された問題は、どう考えるのかなかなか難しいのですが、そういうことも含めて考えていきたいと思います。

住民と議論する時に、議会改革を説明しても、「結構、当たり前なことじゃないのか。」と言われてしまいかねないのですが、それがどれだけ意義があるか、そして住民とともに歩んでいく議会を進めようとしている三重県議会の動きについて厳しく評価し、さらなる改革へ向けての議論をしていきたいと思います。

(大森局長)

次回の諮問会議の日程は、来年1月25日、月曜日、午後2時からとさせていただきます。会場については、後日ご連絡をさせていただきます。